

衣松玉藻川も一海汲忘貝つるめこそを
唐土記とあり古人の岬を歩ふ古のま
の浦の岸よつゝこそ松敷株ありとを
皆砂よつて岩垣ぢられ海松和布と生を
こそをつゝも今いふ事なり一唐月
物語附録曰七人の山今の上川の
方をのこ社の浦と稱を伝正按き
に誤り
上川の南に砂地掘出るを古の社
よ比して負つる名なり一
新勅撰は
白龍

うーと見ふありぬと社の浦

国府たなも浪やま

是處社の痕痕をよあり川を浦とて社の
浦と稱を浪とま一と云ふ予も古の地
利を見ふにさしありぬ(さき及ふ人傳)
伝正又曰定家公は浦は唐記をよふ古
来より出羽の漢名に唐記の忌一事文は
も見(志但忌を記をよふのひ)や
尚為(一と云ふ伝正國史は見さる)や
續日本紀十之卷聖武天皇神武九月条下